

# 第3次地域福祉活動計画

実施期間 平成29年度～平成33年度



《概要版》

平成29年3月

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会

## 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」をめざし、地域福祉の推進組織である社会福祉協議会が中心となって、関係機関や地域住民・団体等と協働し様々な声を広く取り入れながら地域福祉の推進を目的として策定するものです。真庭市社会福祉協議会の基本計画として位置づけ、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」の目標を達成するための事業や住民主体の福祉活動の取り組み指針を示したもので、地域住民の願いを実現するための計画です。

### 【基本方針】

真庭市の地域福祉推進の中心的機関として「住民参加」「住民主体」の原則に基づき、すべての市民が、住み慣れた場所で、穏やかで、心豊かに暮らせる地域づくりをめざします。

### 【キャッチフレーズ】

①まいにち ②にこにこ ③わになって みんなでつくる福祉のまち

#### 1. 基本理念

「すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。」

#### 2. 基本目標

基本理念の実現に向けた基本目標と推進目標を次のように設定します。

### 基本目標 1. 住民参加活動の推進

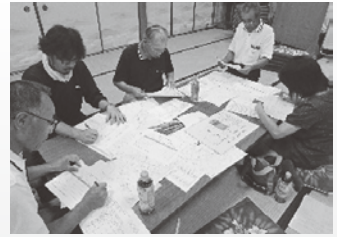
誰もが安心して暮らし続けることのできる地域社会を作っていくためには、公的な福祉サービスの充実は勿論のこと、地域の中で住民同士の「支えあい、助けあい」が不可欠です。

地域住民が主役となって活動に参加し、地域づくりを進める中で「地域の福祉力」を高め、支援を必要とする人も安心して暮らし続けることのできる地域社会の構築をめざす取り組みをします。

## 推進目標

### (1) 小地域福祉活動の推進

- ① 地区社協組織の活性化に向け、活動指標を見直し、地区社協ごとに活動内容の分析を行います。全地区社協で地域助けあい事業を推進し、見守り支え合い活動の充実を図ります。
- ② ふれあい・いきいきサロンの新規設置の推進と活動の支援や情報交換を行います。
- ③ 福祉委員活動の充実に向けて研修会や座談会・助けあい会議を開催します。民生委員児童委員との連携強化を図り、役割について広報活動に取り組みます。
- ④ 見守りネットワークを構築するため、地域住民をはじめ各関係機関との連携を強化します。
- ⑤ 小地域福祉活動を支える人材育成のため、担い手の研修会や意見交換会などを開催し、地域福祉の増進に努めます。



### (2) 当事者及び当事者組織の支援

- ① 当事者の交流・社会参加を支援するため、障がい者(児)や高齢者等にわかりやすい情報提供を行います。
- ② 各種当事者組織の自主運営に向けて各団体と協議しながら活動を支援します。また、孤立している人への交流や連携強化の場・機会の検討をします。
- ③ 当事者組織との協働活動の推進を図るため、情報を共有しネットワークづくりへ協力します。また真庭地域自立支援協議会へ参加します。

### (3) ボランティア活動の育成支援

- ① ボランティア市民活動センター機能の強化に努め、地域住民やボランティア団体と信頼関係を築けるよう対応します。ボランティア活動の助言を行い継続した活動を支援します。
- ② 定期的な災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行い、真庭市や関係団体と連携した支援がおこなえるよう取り組みます。
- ③ ボランティアの養成・育成をめざし、夏のボランティア体験事業や地域ニーズに基づく養成講座を開催します。
- ④ ボランティアネットワークの推進・活性化をめざし、ボランティア間の連携や交流、情報交換などニーズ把握のできる仕組みづくりに努めます。



#### (4) 地域包括ケアシステムの構築

- ① 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターと連携・協働して取り組んでいきます。
- ② 各関係機関・団体・職種との連携(ネットワーク)を強化します。
- ③ 小地域ケア会議の必要性や開催に向け、地域包括支援センターと協議していきます。

#### (5) 新たな公共活動の開発・推進

- ① 住民参加による「地域助けあい事業」の推進により、地域の福祉課題の発見や解決に向けた協働活動を行います。地区社協と連携し、全地区での取り組みと年2回の助けあい会議を実施します。
- ② NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発に向けた検討を行います。

### 基本目標 2. 個別支援活動の推進

誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、何らかの支援を必要としている人のニーズに合った活動が求められます。そのためには、地域で生活する高齢者、障がい者（児）、子育て世帯など多様な当事者を対象とした取り組みの強化と、住民ニーズに合った取り組みを行うよう努めます。また、相談窓口に寄せられたニーズを適切に関係機関へ繋ぎ個別の生活を支える支援が出来るよう取り組みます。

#### 推進目標

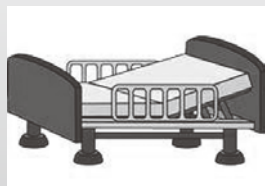
##### (1) ニーズの早期発見・早期支援体制の確立

- ① 困りごとの早期発見・早期支援の仕組みづくりに向け、全地区社協で「地域助けあい事業」を実施し、見守りの充実を目指します。
- ② 専門職による訪問活動を推進し、関係機関と連携しながらニーズを抱えた方の支援を行います。
- ③ 全地区社協で住民座談会を開催し、住民の生活課題の把握に努めます。



## (2) 在宅福祉活動・サービスの推進

- ① 高齢者支援の取り組みとして、一人暮らし高齢者等のふれあい支えあい事業を実施します。また認知症高齢者やその家族を支えていくための取り組みを検討します。介護(予防)サービスでは、関係機関との連携、職員研修等実施し専門性に優れた質の高いサービス提供に努めます。
- ② 障がい者(児)支援の取り組みとして、障害者総合支援法に基づき、地域での自立した生活や社会参加を可能にするよう必要なサービスを提供します。  
また、車いす使用者の移送の便宜を図る福祉車両貸出、声の広報などを実施します。
- ③ 子育て支援の取り組みとして、子育てサロンの育成や活動支援を行うとともに、関係機関・団体と連携を図り、情報交換や情報提供を行い、地域ぐるみで子育てが出来るよう働きかけます。
- ④ 全般的支援の取り組みとして、福祉機器、介護用品やレクリエーション道具等の各種貸出事業を実施します。有効な貸出に向けて情報提供していきます。



## (3) 相談支援の実施

- ① 相談窓口機能の充実を図り、住民が気軽に相談できるよう努めます。
- ② 心配ごと相談所を開設し、身近な相談窓口として各専門機関との連携を図ります。
- ③ 生活福祉資金貸付事業を実施します。
- ④ 日常生活自立支援事業を実施し、関係機関と連携しながら自立支援に向けて適正なサービス提供を図ります。
- ⑤ 福祉サービス苦情解決窓口を設置し、苦情解決に取り組めます。



## (4) 情報提供活動の推進

- ① 情報提供活動の充実を図り、分かりやすい情報提供に取り組めます。

## 基本目標 3. 地域福祉推進のための環境整備の推進

地域福祉推進のためには、共に地域で暮らす人の障がいや認知症などに対する正しい知識と理解が必要になります。そのため、地域や学校での福祉について学ぶ機会、啓発に取り組み福祉のこころ醸成に努めます。

また、財源確保は今後ますます厳しくなると予想されます。社会福祉協議会への支持拡大に努め安定した組織運営に向け財源の確保と拡充に努めます。

### 推進目標

#### (1) 福祉教育の推進

- ① 児童・生徒への福祉教育に地域・学校と真庭市社会福祉協議会が連携して取り組みます。
- ② 地域住民の福祉に対する理解と関心を深める取り組みを推進します。
- ③ 専門職への研修会の開催や、地域の医療・保健・福祉関係者等関係機関の地域福祉や小地域福祉活動に関する理解を促進します。



#### (2) 広報啓発活動の推進

- ① 住民参加による社協だよりづくりを推進します。
- ② 各広報手段の積極的な活用をします。また、ホームページの更新やSNSを活用した広報活動を推進します。
- ③ 広報資料等整備し、わかりやすい資料を作成し説明します。



#### (3) 調査・研究活動の推進

- ① 住民ニーズの掘り起こしや社会資源の把握とともに適切な支援に努めます。
- ② 住民参加型福祉サービスである「地域助けあい事業」を地区社協と連携し進めていきます。

#### (4) 社会資源の活用・改善・開発

- ① 市、関係機関への社会資源整備の提言を住民の声をもとに働きかけます。
- ② 社会資源把握・整理・活用をめざし、資源マップの作成に、地域住民や関係機関と協働して取り組みます。

#### (5) 住民の権利擁護の推進

- ① 日常生活自立支援事業について幅広く啓発し、利用促進を図ります。
- ② 成年後見制度について啓発と利用促進に努めます。
- ③ 真庭市社会福祉協議会として、関係機関と連携し法人後見事業を実施します。
- ④ 地域福祉推進における個人情報の把握と取り扱い方法の仕組みを検討します。



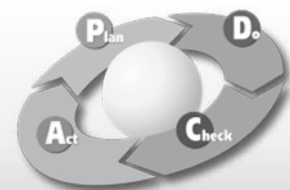
#### (6) 社会福祉協議会組織と財政基盤の整備

- ① 事務局機能の充実に向け職員体制を検討します。
- ② 理事会・評議員会機能の充実に努めます。役員研修を行い、ガバナンスの強化に努めます。
- ③ 市民に会員制度の理解を広げ、会費の増強に努めます。
- ④ 経費削減を図り、自主財源の確保と効果的な活用に努めます。
- ⑤ 外部資金の活用に努めます。
- ⑥ 職員研修体制の充実に努めます。
- ⑦ 職員の専門知識・技術の向上と意識改革の推進、部署間連携を図ります。
- ⑧ 施設の効率的な管理・計画的な運営に取り組みます。



#### (7) 評価体制の整備

- ① 地域福祉活動計画進捗状況の管理と評価を実施します。
- ② 事業の評価を実施します。



# 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、「地域の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織」として「社会福祉法」に位置づけられています。それぞれの市町村で、地域住民、ボランティアや福祉関係者、行政や保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

ま いにち に こにこ わ になって

みんなでつくる福祉のまち



真庭市の人口 47,469 人  
世帯数 17,852 世帯  
高齢化率 36.0%  
(平成 28 年 4 月現在)

## 第 3 次 地域福祉活動計画 《概要版》

平成 29 年 3 月発行

編集・発行 社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会

〒719-3201 岡山県真庭市久世 2928

TEL (0867) 42-1005 FAX (0867) 42-2263

<http://www.maniwa-shakyo.or.jp>